

# 町税の完納に 協力ください

町では、毎年12月を「町税完納月間」、県では「県下一斉国保税滞納整理月間」と定め、町税・保険料の徴収を強化しています。

町税・保険料が、各期の納期限までに納付がされない場合は、「滞納処分」を行います。

町税や保険料は、町の教育や福祉、介護、ごみ処理、道路・港湾などの社会資本整備や消防および救急などの公共サービスを行ううえで大切な財源ですので、各期の納期限までに必ず納付してください。

※令和5年度中の財産差し押さえ実績

・預貯金	48件
・給与	34件
・出資金	2件
・不動産	1件
・その他	2件

## 問い合わせ先

役場税務課管理収納係  
☎(86) 1172 「直通」

インフォメーション



### ◆滞納処分の流れ

#### ①督促

納期限後20日以内に督促状を発送します。督促状を発送して10日を経過した日までに納付されない場合は「財産を差し押さえないければならない」とされています。

#### ②催告

自主納付を促すために文書や訪問により催告を行います。ただし、催告は差し押さえをするための必須要件ではありませんので、①に基づき差し押さえを行う場合もあります。

#### ③調査・捜索

金融機関や生命保険会社、勤務先、取引先などに対して

財産の有無や取引内容の調査を行います。必要に応じて、自宅や会社を対象に財産の捜索を行う場合もあります。

#### ④差し押さえ

調査・捜索により発見した財産を差し押さえます。財産の対象は、預貯金や給与、保険契約、動産（軽自動車・電化製品・美術品・骨董品など）、不動産（普通自動車を含む）、取引上の売掛金などが該当します。

#### ⑤換価

差し押さえた財産を取り立てや公売を通じてお金に換え滞納された税金に充当します。

### ◆Q&A

#### Q1

納期限が過ぎていたものがあが、令和6年度の税金なので12月までに払えばいいのでは？

#### A1

町税・保険料は各期の納期限までにお支払いください。納期限内で完納にならない場合は、滞納処分の対象となります。払い忘れば、完納月間を機会に早めの納付をお願いします。

#### Q2

借入れの返済が厳しく、税金を納められません。

#### A2

納税は憲法により国民の義務と定められているほか、法令により他の支払いより優先されることとなっています。特段の事情がある場合は、相談してください。

調査で、勤務先や取引先に滞納があることを知られてしまった。

#### Q3

税金を滞納すると、法令により全ての財産に対する調査権限が、徴税吏員（税務課職員）に発生します。調査先は権限による調査に協力しなければなりません。調査先に滞納があることが知られてしまう可能性があります。調査は個人情報保護法には抵触しません。

#### A3

# これまでどおりの医療を、あなたに

12月2日に、現行の健康保険証の新規発行はなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。

切り替えがまだ済んでいないかたも申請不要で届けられる資格確認書で保険診療を受けられます。

現行の保険証は、有効期限（令和7年7月31日）まで利用できます。

有効期限が切れる場合でも、必要なかたには資格確認書が交付されます。

マイナ保険証の詳細については次のQRコードから閲覧できます。



## 問い合わせ先

役場町民保健課国民健康保険係  
☎(86) 1157 「直通」

### ○マイナ保険証を持っていないかた

申請不要で資格確認書をお届けします。

### ○新たに後期高齢者になったかた

申請不要で資格確認書をお届けします。※来年7月末まで

### ○マイナ保険証での受診が困難なかた（高齢者、障がい者など）

申請いただくことで資格確認書をお届けします。

診療履歴に基づいた、より良い医療が受けられるなど、便利で安全なマイナ保険証への切り替えを検討してください。

